

大阪市立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する等の条例案

(大阪市立特別養護老人ホーム条例の一部改正)

第1条 大阪市立特別養護老人ホーム条例（平成17年大阪市条例第130号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

- 2 市長は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間について大畑山苑の指定管理者を指定しようとするときは、第11条の規定にかかわらず、大畑山苑の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 前項に規定する場合における第12条、第14条及び第15条の規定の適用については、第12条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「、市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第14条中「第12条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第12条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」と、第15条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

(大阪市立特別養護老人ホーム条例の廃止)

第2条 大阪市立特別養護老人ホーム条例は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定の施行期日

は、市長が定める。

- 2 第2条の規定の施行の日前の期間に係る大阪市立大畑山苑の利用料金については、
なお従前の例による。

平成27年9月25日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大畑山苑の指定管理者の指定を受けるべきものの選定手続の特例を定めるため、条例の一部を改正する必要がある、大畑山苑を廃止するため、条例を廃止する必要がある、この案を提出する次第である。

大阪市立特別養護老人ホーム条例（抄）

附 則

1 省 略

2 市長は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間について大畑山苑の指定管理者を指定しようとするときは、第11条の規定にかかわらず、大畑山苑の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項に規定する場合における第12条、第14条及び第15条の規定の適用については、第12条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第14条中「第12条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第12条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」と、第15条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

(参 考)

大阪市立特別養護老人ホーム条例

(設 置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第20条の5に規定する特別養護老人ホームとして、大阪市立大畑山苑（以下「大畑山苑」という。）を大阪府八尾市大字恩智1092番地の2に設置する。

(休館日)

第2条 大畑山苑は、無休とする。

2 前項の規定にかかわらず、第10条の規定により大畑山苑の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、大畑山苑の設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時の休館日を定めることができる。

3 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

(供用時間)

第3条 大畑山苑の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、大畑山苑の供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第3条第1項」と、「臨時の休館日を定める」とあるのは「同項の規定による供用時間を変更する」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第3条第2項の規定により読み替えられた第2条第2項」と読み替えるものとする。

(入所資格)

第4条 大畑山苑に入所することができる者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 法第10条の4第1項第3号及び第11条第1項第2号の措置に係る者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第9項に規定する短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護」という。）に係る居宅介護サービス費又は特別居宅介護サービス費の支給に係る者
- (3) 介護保険法第8条第26項に規定する介護福祉施設サービス（以下「介護福祉施設サービス」という。）に係る施設介護サービス費又は特例施設介護サービス費の支給に係る者
- (4) 介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護（以下「介護予防短期入所生活介護」という。）に係る介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給に係る者
- (5) 短期入所生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る生活保護

法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第5号の介護扶助（以下「介護扶助」という。）に係る者

（入所の許可）

第5条 大畑山苑に入所しようとする者（前条第1号に規定するものを除く。）は、指定管理者の許可を受けなければならない。

（入所許可の制限）

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、大畑山苑への入所を許可してはならない。

- (1) 医療機関への入院を要すると認めるとき
- (2) 管理上支障があるとき
- (3) その他不相当と認めるとき

（入所許可の取消し等）

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、大畑山苑への入所の許可を取り消し、その入所を制限し、若しくは停止し、又は退所を命ずることができる。

- (1) 第4号各号に掲げる要件に該当しなくなったとき
- (2) 偽りその他不正の手段により第5条の許可を受けたとき
- (3) 前条各号に定める事由が発生したとき
- (4) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

（入館の制限）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者

（利用料金）

第9条 市長は、指定管理者に大畑山苑への入所に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 第5条の許可を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 利用料金（法第10条の4第1項第3号若しくは第11条第1項第2号の措置又は介護扶助によ

り入所した者に係るものを除く。以下本項において同じ。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 短期入所生活介護の利用 介護保険法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに食事の提供に要する費用及び滞在に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額

(2) 介護福祉施設サービスの利用 介護保険法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額

(3) 介護予防短期入所生活介護の利用 介護保険法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに食事の提供に要する費用及び滞在に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額

4 法第10条の4第1項第3号若しくは第11条第1項第2号の措置又は介護扶助により入所した者に係る利用料金は、無料とする。

5 市長は、第3項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。

6 指定管理者は、あらかじめ市規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(管理の代行)

第10条 大畑山苑の管理については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であつて市長が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第11条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 大畑山苑の名称及び所在地

(2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(3) 指定管理者の指定を行おうとする期間

(4) 指定管理者の指定の申請(以下「指定申請」という。)をする法人等に必要な資格

(5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

(指定申請)

第12条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、大畑山苑の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長

に提出しなければならない。

(欠格条項)

第13条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 第1号に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(指定管理予定者の選定)

第14条 市長は、第12条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 法第20条の5の目的に照らし大畑山苑の効用を最大限に発揮するとともに、大畑山苑の管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) 大畑山苑の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、大畑山苑の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理者の指定等の公告)

第15条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は大畑山苑の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 法第20条の5の目的を達成するために必要な事業（法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第2号の措置に係る入所の決定を除く。）の実施に関すること
- (2) 建物及び附属設備の維持保全に関すること

(3) その他大畑山苑の管理に関すること

(支援給付を受ける者に対するこの条例の規定の適用)

第17条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の規定による支援給付又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項の規定による支援給付（以下これらを「支援給付」という。）を受ける者については、支援給付を生活保護法による保護とみなして、この条例の規定を適用する。

(施行の細目)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第11条から第13条まで及び第14条前段の規定は、公布の日から施行する。